

令和 8 年台風第 25 号災害義援金

日本赤十字社では、「令和 8 年台風第 25 号災害義援金」を受け付けております。

皆さま方から、お寄せいただきました義援金は、被災地の方々の生活を支援するため、被災地県が設置する義援金配分委員会（千葉県）を通じ被災者へ配分されます。

また、義援金の募集については、被災都道府県の判断によるものであり、日本赤十字社はその判断に基づき、受付を実施しています。

・ 義援金名 『令和 8 年台風第 25 号災害義援金』

・ 実施期間 令和 8 年10月 5 日(月)から令和 9 年 3 月31 日(水)

・ 税制上の取り扱いについて

個人については、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する寄附金に該当します。

法人については、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する寄附金に該当します。

・ ご協力方法

1. 【郵便局・ゆうちょ銀行】

口座記号番号 「00110-7-606005」

口座加入者名 日赤令和 8 年台風第 25 号災害義援金

口座名義略称 日赤 R8 台風 25 号義援金

※郵便局、ゆうちょ銀行窓口での取り扱いの場合、振替手数料は免除されます。

※受領証発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。

2. 【窓口ご持参によるご協力】

下記窓口で受付しておりますので、直接ご持参ください

【窓口】

日本赤十字社苫小牧市地区事務局

苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号

苫小牧市役所健康福祉部総合福祉課(1 階 13 番窓口)